女性活躍推進法に基づく 東員町特定事業主行動計画 (前期行動計画)

平成28年4月

東員町長 東員町議会議長 東員町教育委員会 東員町選挙管理委員会 東員町代表監査委員 東員町農業委員会

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

本行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画として、 女性の職業生活における活躍を推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少 子高齢化の進展、国民の需要の多様化等に対応できる豊かで活力ある社会を実現するこ とを目的とします。

2 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- ① 管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を行います。
- ② 各所属等が連携・調整し、行動計画を推進します。
- ③ 本計画の実施状況については、各年度において、計画の取組状況を点検・評価し、その結果をその後の対策や計画に反映させる、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を確立し、必要に応じて、計画の見直し等を行います。

Ⅱ 計画目標

1 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

(1) 女性採用比率

項目	現状値	目標値
	(平成27年4月1日時点)	(毎年)
女性採用比率	84.2%	40%以上

(2) 女性管理職比率

項目	現状値	目標値
	(平成27年4月1日時点)	(平成32年4月1日)
女性管理職比率	28.6%	40%

※管理職:ここでは管理職手当の支給がある職員をいう

Ⅲ 具体的な取り組み

- 1 女性職員の配置・育成
 - (1) 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用を図ります。
 - (2) 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組
 - ① 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備と、管理職 に必要なマネジメント能力等の付与のための研修等を行うことで女性職 員のキャリア形成支援を図ります。
 - ② 管理職等を対象とした取組として、女性職員の活躍を推進するための支援や、職域拡大等による女性職員への多様な職務機会の付与、育児などの職員の状況に配慮し本人の意思を尊重した人事運用に努めます。

2 継続就業及び仕事と家庭の両立

- (1) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組を進めます。
 - ① セクシュアルハラスメント防止のための研修会を開催します。
 - ② 職場優先の環境(「子どもの病気より仕事を優先すべき」というような 職場の雰囲気)や固定的な性別役割分担意識(「男は仕事」「子どもの面倒 は母親がみるべき」というような考え等)等を解消するため、職員全員を 対象として、情報提供、研修等による意識啓発を図ります。

3 事務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分 検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止 できるものは廃止します。
- ② 会議、打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用します。
- ③ 業務量そのものの見直し、OA化による事務の効率化など、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進します。